

第2回門真市生活保護行政対策本部会議

開催日時 平成 23 年 8 月 25 日（木） 午後 3 時

開催場所 別館 3 階 第 3 会議室

出席委員	副本部長	北村副市長
	委 員	小西副市長
	委 員	稲毛総合政策部長
	委 員	森本総務部長
	委 員	市原市民部長
	委 員	高尾健康福祉部長
	委 員	市岡都市建設部長
	委 員	松下会計管理者
	委 員	川本学校教育部長
	委 員	柴田生涯学習部長

事 務 局 大西健康福祉部管理監
 清石健康福祉部次長（福祉事務所長）
 中道健康福祉部総括参事兼課長
 狩俣参事
 吉井課長補佐
 西口課長補佐
 中本課長補佐
 西本課長補佐
 見通査察指導員
 楠本査察指導員
 高田査察指導員

議 題 改革戦略部会からの報告について
 (1) 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策関係
 (2) 自立支援プログラム策定推進およびボーダーライン層対策関係
 (3) 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策関係
 (4) 医療及び介護扶助適正化対策関係
 (5) 債権管理及び滞納整理対策関係

議事要旨

○北村副本部長よりあいさつ

- ・ 急激な景気の後退、震災による雇用状況の悪化などにより、生活保護受給者は全国で 200 万人に達し、過去最高であった昭和 26 年度に迫る水準である
- ・ 本市においても受給者は増加しており、大阪府内市町村の中でも高い保護率となっている
- ・ 本年 4 月の機構改革において、保護課は新たに保護第 3 グループ、適正化推進グループを新設し、組織強化を行った
- ・ 「不正受給は許さない」をスローガンに、生活保護行政の適正化を進め、市民の信頼確保に向け取り組んでいく

○本会議の公開・非公開について確認

- ・ 会議は非公開とし、内容等については個人情報等を勘案した上でその概要を広報誌やホームページで公開する
- ・ 会議録はホームページで公開する

○改革戦略部会からの報告について

1. 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策関係

(1) 本年 3 月 16 日付で刑事告訴した事件について

- ・ 7 月 15 日付大阪地方検察庁より、嫌疑不十分により「不起訴」処分となったとの通知があった
- ・ なお、法 78 条の費用徴収については継続し、返還を求めていく
- ・ 今後も不正受給は絶対に許さないという姿勢を貫き、門真警察署と連携し、厳正な処罰を求めていく

(2) 現在門真警察署と協議中の告訴案件について

(3) 不正受給防止のしおりについて

- ・ 8 月末より順次保護世帯に配布する
- ・ しおりは保護課窓口や市民課待合パンフレットラックに設置し、ホームページでも閲覧可能とする
- ・ 一般の方にも一読していただき、不正受給防止に向けた周知活動を行っていく

2. 自立支援プログラム策定推進およびボーダーライン層対策関係

(1) 稼働能力調査を実施

- ・ 本来稼働できると思われているにもかかわらず稼働していない被保護者を年齢別・世帯類型別に分類
- ・ 調査結果を踏まえ、ケースワーカーによる就労指導強化に努めている

3. 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策関係

(1) 「セーフティネット支援対策等事業補助金」活用による新規事業について

- ・ 「債権管理適正化事業」の説明
- ・ 「適正化推進事業」の説明、および成果の報告

4. 医療及び介護扶助適正化対策関係

(1) 医療費の一部自己負担の導入を含めた、国への提言

- ・ 本年4月に北河内ブロックから大阪府市長会を通じ、国及び大阪府に対し要望した
- ・ またその際に、大阪市と調整し同様の内容で要望事項を挙げ、より強調される形にした
- ・ 6月には近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会を通じ、厚生労働省へ同様の要望事項を提出した
- ・ 今後も近隣各市と連携を取りながら要望していく

(2) 後発医薬品の優先的処方について

- ・ 保険年金課では平成20年から門真市三師会の協力のもと、市の方針として後発医薬品を推奨しており、保護課としても市一丸となった取り組みに参加していきたい
- ・ 6月に行われた「門真市三師会連絡協議会役員合同意見交換会」にて現在の保護課の状況や、平成20年4月付の厚生労働省保護課長通知の内容を説明し、協力をお願いした

5. 債権管理及び滞納整理対策関係

(1) 債権管理台帳のシステム移行について

(2) 債権管理事務について

- ・ 事務取扱規則及び事務処理要領を策定し、組織的な意思の統一を図っていく

(3) 滞納者について

- ・ 督促状や催告書の発送へ向け、様式の作成を進めている
- ・ 誠意の感じられない滞納者には訴訟を検討し、強制執行も辞さない

○改革戦略部会での委員からの主な質問

1. 不起訴処分となった理由について

- 後日、大阪地方検察庁に電話で確認したところ、「嫌疑不十分」という理由であった。

2. 返還金の返還方法について

- 返還を求めていく手順について。まず一括で返還を求めるが、相手方から納付の履行延期の申し入れがあった場合は、調査等を行い、履行延期を承認する。その後、毎月の返還額を相談し決定する。

3. 民生委員宅への訪問状況について

- 各委員宅へのケースワーカーの挨拶回りは済んでいる。
今までは民生委員からの情報提供や連絡を各地区のケースワーカーが受けていたが、今年度より各班の査察指導員へ窓口を一本化した。

○質疑応答

1. 後発医薬品への取組みについて

保護受給者の方だから、後発医薬品を推奨していくということを考えられているのか。それとも、医師会等への依頼を通して意識を持っていただき、医師の判断で使っていただくようにするのか、その辺りを再度確認したい。

(事務局回答)

- ・ 被保護者の方に対して、特別に、後発医薬品を処方していくということではない。
- ・ 現在保険年金課が行っている、後発医薬品の優先処方を、保護課としても医師会等へ依頼を行いつつ、周知し推奨していきたい。

2. 改善計画 32 項目の進捗状況について

改善計画 32 項目についての進捗状況について、簡単で結構なので報告いただきたい。

(事務局回答)

(1) 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策

「1 不正受給防止のためのパンフレットを作成し、被保護者全世帯に配布を行う」

- ・ 8 月末より被保護者世帯へ全戸配布を予定。
- ・ 9 月 1 日より保護課の窓口にパンフレットラックや、市民課待合にパンフレットを設置し、一般の方へも実際に手に取っていただき、不正受給

に市として取り組んでいるということがわかるように周知。

- ・ あわせて、広報紙「かどま」、ホームページに同内容を掲載し周知する。

「2 告訴基準の策定」

- ・ 他市においては、告訴する不正受給金額等の一定の基準を設けているが、本市では、基準金額の大小ではなく、不正受給行為の悪質性を鑑み検討を行う。
- ・ 今後、従来より門真警察との連携・相談を行っているなかで、より内容等を諮り、告訴の具体的事例を積み重ねた上、告訴基準の作成等について検討を行う。

「3 不法・不当要求等に対するマニュアルの検討」

- ・ 現在、管財課において作成中の全庁的な不当要求に対するマニュアルを参考に、保護課独自のマニュアル作成を検討。
- ・ 随時、管財課の作成しているマニュアルの進捗状況を見据え作成する。

「4 貧困ビジネス対策」

- ・ 大阪府が本年2月1日に施行した「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」の活用。
- ・ 現段階では、本市においては貧困ビジネス業者の該当はないが、今後明らかな貧困ビジネスがわかり次第、本条例を活用し、貧困ビジネス対策を講じていく。
- ・ 社会的に問題になっている「高齢者向け賃貸住宅」については、本市保護受給者に入居者がいるため、本年6月に該当者に対して、大阪府が作成している「貧困ビジネスに関するちらし」（「大阪府 被保護者等に対する住居・生活サービス等 提供 事業の規制に関する条例」の広報チラシ）を配布済み。

（2）自立支援プログラム策定推進およびボーダーライン層対策

- ・ 自立に向けては、すぐに実行し成果があがるというものではない中で、欠くことのできない項目ばかりであるが、本年は重点的に「5 年齢別就労支援制度の検討」、「6 世帯類型別就労支援制度の検討」について検討を進める。
- ・ 2項目については、今後の自立支援を進めていく中で、より良いあり方に繋がる基礎的なものと判断し、絞った。
- ・ 他の7～14までの項目についても順次進めている。
- ・ 現況把握のため、稼働年齢層調査を6月に実施。
- ・ 調査結果から母子世帯では40代の突出や、若年層の中にも該当者が判明。

- ・ 特に若年層については、なぜ就労していないのか、就労していない理由について、該当者へ生の意見を聴く意味で、アンケートの実施を検討。
- ・ まず、改善項目を実施するにあたり基礎的な現況を把握し、今後より具体的な検討に努める。

(3) 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策

- ・ 今年度の重点項目は 16～19 の項目。

「16 セーフティネット活用による事務の軽減」

- ・ セーフティネット支援対策等事業補助金を活用し、国庫負担 10/10 の事業を行っており、さらに、今年度に関しては新たに 4 事業を開始している。
- ・ 今年度については、事業の中身を充実する。

「17 決裁ラインの見直し」

- ・ 「福祉事務所に権限を委任する規則」を一部改正し、6月1日より生活保護法第 78 条による徴収金の決裁権を、市長から福祉事務所長へと権限委任。
- ・ 費用徴収に関する起案から決裁までの時間が短縮化され、事務処理及び不正受給を行った者への迅速な対応が可能となり、債権納付率の改善にも繋がるものと考えている。

「18 研修の充実・メンタルヘルスの活用」

- ・ 職員研修を保護課で実施するにあたり、「保護課自主研修会実施要領」を作成。
- ・ 要領に基づき 4 月から毎月 1 回ないし 2 回研修を実施し、研修の充実化を図っている。

「19 人員の配置・執務スペースの問題」

- ・ 4 月の機構改革により、人員も増え、また部署の執務スペースについて広がり、問題は解決の方向に向かっている。
- ・ 今後も、国の基準に基づいた人員の配置を求め、より適正な生活保護行政が行えるよう要望していく。

「15 ケースファイルの電子化および電子決裁」

- ・ 今年度の重点的項目にはあげていない。
- ・ 電子自治体を市としても進めている中で、企画課 IT 推進グループと協議を進めていく。

(4) 医療及び介護扶助適正化対策

「24 医療費の一部自己負担の導入を含めた、国への提言」

- ・ 4月に北河内ブロックから大阪府市長会を通じ、国及び大阪府に対して要望済み。
- ・ 要望時には、大阪市からも同様の内容で要望事項を出してもらうよう調整を図り、2ブロックから同内容の要望を行い、より要望が強調される形で提出を行った。
- ・ 6月には「近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会」を通じ、厚生労働省へ同様の要望事項を提出。
- ・ 今後も、国及び大阪府へ機会がある毎に、近隣各市と連携を取りながら要望を行う。

「22 後発医薬品の優先的処方」

- ・ 被保護者の中には医療費の自己負担する必要があるため、受診料を気にすることなく医療を受けられるという一面がある。
- ・ 医療扶助費の削減のためにも、後発医薬品の優先的処方は必要であると保護課では認識。
- ・ 保険年金課では、平成20年度から門真市三師会の協力のもと、後発医薬品の説明のチラシやジェネリック医薬品のお願いカードを配布されている。
- ・ 市の方針として、後発医薬品を推奨している中、当保護課も足並みを揃え、推奨していきたい。

（５）債権管理及び滞納整理対策

「25 課税調査及び現年分徴収の徹底」

- ・ 課税調査について、現在課税課（市民税）とのデータ連携を行い、年1回、被保護者の収入申告との突合を行い、不正受給等について調査を行っている。
- ・ 今年度の課税調査は7月末に終了しており、11月にも実施する予定。
- ・ 課税調査を年2回実施することにより、従来修正申告された場合は、来年度に処理されていたものを、年度内に処理し、不正受給等の早期発見につながり、返還金等の債権処理の現年徴収の徹底や適正な保護行政につながる。

「26 不納欠損処理基準の明確化」

- ・ 不納欠損に関する法規等について確認作業を行っている。
- ・ 「地方自治法」第171条の「徴収停止」同法第171条の7の「債権の免除」、同法第236条「金銭債権の消滅事項」の条文に照らし合わせ、十分に検討した上、不納欠損処理の基準として検討中。
- ・ 不納欠損として処理する場合は、追跡できる債権は最後まで追跡した上

で、不納欠損の処理を検討する。

- ・ 不納欠損基準については、年度内には目途に取り組む。

「27 納入方法の充実」

- ・ 今年度中に口座振替がとれるかどうか、銀行との調整も含め、一定の方向性を出す。
- ・ あわせて、保険収納課や納税課で実施しているコンビニ収納も検討する。

「28 債権管理ノウハウの共有化」

「29 職員研修による専門性の育成」

「30 進行管理の強化」

- ・ 保護課では、生活保護法第 63 条費用返還金、77 条の費用徴収金、78 条の費用徴収金に関する債権の管理について、ノウハウや債権の管理が強化されていない部分がある。
- ・ まず、債権管理を行う上で、規則（仮称「門真市生活保護費返還金及び徴収金事務取扱規則」）等の法整備を、大阪府社会援護課と本市法務課に確認しながら、9 月末頃の施行に向け進めている。
- ・ 債権管理の一貫として、事務処理要領等を作成し、職員への研修等の実施により専門性の向上及び事務の一元性を保つことに努める。
- ・ 職員の専門性を高めるため、保険収納課や納税課といった収納・徴収関連部局へ依頼し、窓口や訪問等で徴収ノウハウや対応・交渉方法等の研修の実施を検討中。

「31 納入義務の啓発活動及び不正受給を防止するための広報活動」

- ・ 告訴部会で検討・作成された「不正受給防止の啓発しおり」の積極活用。
- ・ あわせて、現在整理中の「督促状」等の書面に「納付しない場合、少額訴訟や支払督促を行う」といった一文を添え、納入義務の啓発を図る。
- ・ 督促状についても、事務取扱規則が施行にあわせて順次使用し、9 月末を目途に進めていく。

「32 訴訟の検討」

- ・ 現在、年金の不正受給をされた高齢の方の案件がある。
- ・ 窓口や訪問時に納付交渉はしつつ、あわせて「少額訴訟」についても検討を進める。
- ・ 悪質ケースについては、法的処置も辞さない姿勢を対外的にも強調し、不正受給の抑制及び納付意識の改善に努める。

○本部承認

○閉会